

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 2 月 10 日
関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(5) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

③ iPS 細胞を用いた再生医療製品の事業化を目的とした GMP 適合生産施設の構築事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

GMP に適合した再生医療製品の安定供給を実現するため、安全性、安定性及び均質性を有する、他家由来 iPS 細胞を用いた再生医療製品を商業生産する方法の研究開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 大阪府吹田市江の木町 33 番 94 号

(大日本住友製薬株式会社総合研究所)

c) 当該事業の実施期間 平成 29 年 2 月～平成 35 年 3 月

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

他家由来の iPS 細胞を用いた再生医療製品の製造設備等

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 1 号イ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う他家由来 iPS 細胞を用いた再生医療製品の商業生産は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 大日本住友製薬株式会社 (大阪市中央区)

(14) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

④ 社会福祉法人玉川学園が、吹田市立高野公園 (大阪府吹田市) に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 31 年 4 月設置】